越教組ニュース

隠された勤務時間

ブラックを解消し人材の確保を

やっと「越谷市学校における働き方改革基本方針」が出された。県の働き方改革基本法は昨年10月に出されている。それを受けてのものだ。在校時間を達成するのに、残された時間は1年と3か月と短い。現在のブラックな職場環境を変え、多くの人たちが働きたいと思える労働環境を作っていきたい。そのためには、改善を要する「隠された勤務時間」を指摘しておきた

越谷市教職員組合

休憩は完全取得!?

打刻で記録される在校時間であり、どこに行ってもいい時間だ。他の日に回してはならない時間だ。取らせなければ罰せられる時間なのだ（労基法）。だから、取れないという問題が表面化されないのだ。

休憩は取れないのが当然？

ほとんどの教員が休憩時間を取れていない。休憩時間を明示していない学校や管理職でさえ把握していない学校さえある。当然こういう学校では、教職員も休憩時間を意識しないで働いている。

校長は最低限の措置を

仕方なしに休憩時間に活動を入れる場合には、休憩時間の扱いを明示しなければならない。そうしなければ犯罪だ。管理職には、そのような自覚がほしい。ある学校では、休憩時間に何かしらの活動を入れた場合、その休憩時間をどこで取るのかを職員室の黒板に明示している。取れる取れないという問題はあるが、まず一歩進んだ取り組みと評価したい。

朝は時間前勤務が前提

朝行事の準備も隠された勤務である。朝運動の開始が8時20分の場合、低学年なら、健康観察・着替え・整列などのため担任は20分程度は早く教室に行っている。さらに道具・用具やラインの準備が必要な場合がある。これらの朝の準備時間も本来勤務時間に入るものだ。万事この調子である。隠された勤務時間によって、はじめて現在の学校教育が回っている。管理職や教育委員会は、このような実態をどう考えているのだろうか。

割振り・調整は誰の責任なのか

割振りは0．5時間単位で命じられる。対象となる内容も明示されている。ただし教務用用務の用紙を最近まで使っていない学校もあり、教員に十分理解、活用されているとは言えない。調整は、各学校で弾力的に運用しているのではないだろうか。割振りや調整は、管理職が時間外に命じるものであり、その代替時間の調整は管理職が責任をもって取らせなければならないものだ。だが多くの学校では、その取得や代替の措置を教員本人の申し出に任せているようだ。申し出なければ、割振りや調整が必要な活動は存在しなかったことにされてしまう。申し出なければ、だれが活動したのかさえ把握していない場合が多い。だから代替措置がどのくらい取得できているのかなど、まったくわからないのだ。

上に立つ者こそ範を

「隠された勤務時間」ではないが、勤務時間後の拘束も常態化している。初任者指導や学年会、部会などを時間外に行っている場面を目にする。初任者指導であれば、初任者の方から「時間外ですから」とは言い出せない。学年会や部会でも、やはり上に立つ者が範を示すべきだろう。どうしても時間外が必要なら、校長の承認を求め調整の対象にしてもらおう。そうでなければ時間外の仕事はさせられない。私たちの意識改革も求められている。

打刻を改革に

在校時間の打刻については、市版働き方改革基本法と一緒に教育委員会から資料が出された。

①週休日や休日等に校務として働いているのに打刻していない。②退勤時に打刻した後、そのまま仕事を続ける。これらをやってはダメとしている。

以前から説明されていた内容だが、管理職の説明が不十分なのか、休日出勤に打刻しない教員が多くいること、さらに管理職の中には職員に打刻の調整?が行われていると疑われる学校さえあった。また、学年や分掌の仕事でなければ、個人の仕事として打刻してから仕事をするように指導していた学校があったと聞く。

正確な打刻を働き方改革につなげたい。これは市教委も言っていることだ。打刻を働き方改革につなげるには、学校全体としての在校時間分布や平均在校時間を集計する必要がある。現在、毎月集計している学校がいくつあるのだろうか。これを機に、すべての学校で打刻を集計し、働き方改革につなげる取り組みを進めたい。

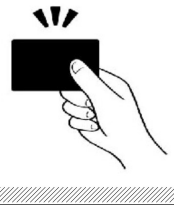

スマホでもPCでも「越教組」で検索　今までの越教組ニュースも見られます